

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 省略 (入居者資格の特例)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前条の規定にかかわらず、法第24条第1項又は被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第30条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は市営住宅に入居することができる。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 (入居者資格の特例)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前条の規定にかかわらず、法第24条第1項又は被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は市営住宅に入居することができる。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>